

災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルの主な改訂内容

(1) 法令改正、マニュアル類改訂の反映

- ・令和2年の大気汚染防止法改正を踏まえ、特定建築材料の範囲拡大、事前調査方法の信頼性の確保、罰則の強化・対象拡大等のほか、新たに規定された災害時を見据えた国や地方公共団体の努力義務を反映。
- ・令和2年の同法改正に伴って、関係マニュアル類も改訂されていることから、これらのマニュアル類を引用している箇所の修正。

(2) モデル事業で得られた知見の反映

- ・環境省主催のモデル事業により得られた、建築物等における石綿含有建材の使用状況の把握やデータベースの作成、災害時における当該データベースの活用等に関する手法の検討等の結果を踏まえ、石綿使用建築物等の把握の手順・方法に関する記載を拡充。
- ・把握する建築物・地域等の優先順位の考え方や建築物等の情報を把握するための届出情報等について記載。

(3) 前回のマニュアル改訂後に発生した災害対応における知見の反映

- ・平成29年9月のマニュアル改訂後も、最大震度6弱以上を記録した地震や台風等に伴う大規模な水害・土砂災害などが多数発生しており、特に水害については、局所的な被害だけではなく、広域被害が目立ってきており、これらの対応事例を踏まえた知見等を反映。

以上